

## 第288回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和4年3月11日(金) 14:00~15:30
2. 通知年月日 令和4年3月7日(月)
3. 公示年月日 令和4年3月7日(月)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1  
長崎県庁 1階 大会議室C
5. 出席者(委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、村田委員、岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、浅川委員、岡村委員、山外委員、五島委員、松下委員  
(事務局) 吉田事務局長、中ノ瀬事務局次長、市山課長補佐、渡辺係長、山下係長、遠山主任技師  
(県) 漁業振興課 資源管理班 馬場課長補佐、石田主任技師  
" 漁業調整班 伊藤主任技師、大石主任主事
6. 議題
  - 第1号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
  - 第2号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)
  - 第3号議案 長崎県資源管理指針の変更について
  - 第4号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)

その他

## 7. 議 事

(開 会)

事務局

ただ今から、第288回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。まず、委員会開催にあたりまして会長よりご挨拶申し上げます。

会 長

(会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局から報告願います。

事務局

本日は、全委員の皆様がご出席されておりますので、漁業法第145条の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は第1・2号議案説明のため漁業振興課資源管理班から馬場課長補佐、石田主任技師、第4号議案説明のため漁業調整班から伊藤主任技師、大石主任主事が出席しておりますので紹介します。

会 長

これより議事に入ります。本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。本日の議事録署名人は、五島委員と山外委員にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案

「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」

第2号議案

「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くるまぐろ」の変更について（協議）」

第3号議案

「長崎県資源管理指針の変更について」

第4号議案

「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」

その他

(1) 令和3年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号に係るなまこ漁業の届出結果報告について

となっております。

それでは、第1号議案から第2号議案は関連する内容であるため、

第1号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」、

第2号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」を一括上程します。

なお、事務局からの説明後、審議を経て、議案ごとに議決することとします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、お手元の資料の3ページをご覧ください。県から第1号議案の諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、資料4ページに関連する資料を添付しております。

続いて、資料の7ページをご覧ください。県から第2号議案の協議文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(協議文朗読)

また、資料9ページから39ページに関連する資料を添付しております。

なお、資料40ページから54ページまでは、第1号議案から第2号議案に係る資料となっております。以上、県担当者から通しでご説明いたします。

県担当者  
(漁業振興  
課資源管理  
班)

令和4年漁期(4~3月)の当初配分量について説明

「するめいか」

長崎県枠：令和3年(4月~3月) 現行水準

令和4年(4月~3月) 現行水準

- ・本県の関係魚種では初の TAC（漁獲可能量）を 3 年間固定。
- ・令和 4 管理年度から、大臣管理枠以外で北海道が初の数量明示となったことから、知事管理枠に新たに国留保枠が設定された。
- ・基本シェアの算出に使用していた 3 カ年の実績が平成 30 年から令和 2 年までに更新。

「くろまぐろ小型魚」

長崎県枠：令和 3 年（4 月～3 月） 657.100 トン  
 令和 4 年（4 月～3 月） 728.900 トン

「くろまぐろ大型魚」

長崎県枠：令和 3 年（4 月～3 月） 158.300 トン  
 令和 4 年（4 月～3 月） 173.300 トン

- ・小型魚、大型魚とも、県留保枠は 2 %。
- ・県内の配分基準は、基本的に国と同じ考え方に基づく（小型魚は、過去 3 年間の平均値、大型魚は、過去 4 年間の最大値）。
- ・小型魚のオリンピックは継続。

会 長                    ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

五島委員                直接議案の中身に関する事ではないのですが、1号議案と2号議案の関係がよく分からなかったのですが。

県担当者                1号議案については、するめいかとくろまぐろの漁獲可能量の設定について諮問しております。

五島委員                40ページと52ページの大臣からの通知が根拠になるということですね。2号議案はいかがでしょうか。

県担当者                2号議案については、1号議案で諮問した数量に基づき、くろまぐろに関する資源管理方針を変更することについて、ご意見を伺っているものです。

事務局長                4ページの告示案のとおり、くろまぐろについては、国からは県全体数量が示されており、県内では、資源管理方針に定めた一定のルールの下で各海区に漁船漁業と定置網漁業に数量を配分するという手続きを

しておりますため、国からの数字と併せて、県内の割り当ての部分についても一括してお伺いしているものです。

五島委員

1号議案は告示案という形で伺われていて、2号議案で県内の配分について定めるということで、関連するということなのですね。そこを先に説明してもらえると分かりやすいです。

会長

他にありませんか。

岡部委員

まず、するめいかからお尋ねです。「現行水準」という配分になったということですが、45ページに現行水準の考え方の記載があり、概ね数量が少ない県は「現行水準」でいきましょうという、以前の「若干」に基づいたような考え方になっていると思います。

数量配分した県においては、国がこれまで、水政審が開けずに追加配分が遅れたりして、漁業現場に混乱生じてきたということで、改善策として75%ルール、75%に達したら水政審を開催せずともスムーズに追加配分できるようにしてきています。国がこれまでの経験からより良いやり方を考えてきているのですが、これはあくまで数量配分された所に対して適用されるもので、現行水準の所は対象にならないということです。北海道は知事許可の中で、定置網の入漁が多いことから、北海道だけ5,000トン数量配分されたということでした。近年、本県では、するめいかの定置網への入漁が減ってきていますが、私も有川湾等は、するめいか次第なんだという程、主要な魚種だという話を聞いています。来遊があった場合は、しっかり獲れるように漁具の改良をしてきていると思うのですが、大量入網があったときに、1,800トンという実績がありながら、「現行水準」という、追加配分対象にもなりづらい表現のまま本当に良いのか、懸念しています。

他の魚種で、配分数量は少ないものの、追加を求めた所は配分を受けられるという話と、シェア80%までは数量配分して、それ以外は現行水準でいくという話もあったと思いますが、国も未だベストな形を見いだせていないように感じています。本県は、定置網を多く抱えているため、思わぬ漁獲があったときに、「現行水準」という今の体制で良いのか、これまでも「現行水準」が本当に良いのかしっかり研究してくださいという話をしていましたが、いかがでしょうか。

県担当者

岡部委員の言われている魚種は、まいわしのことだと思います。

まいわしについてお話しますと、現在、数量明示されている大臣管理、富山県、石川県、島根県の4者で枠組みを作っておられて、75%ルールに加えて、数量を明示されている全員の合意があれば、数量が積み上がっていなくても、国の留保枠から追加配分が受けられるという仕組みを作っています。現在、まいわしについて、「数量明示」「現行水準」のどちらが良いか検討しており、数量明示となると、先程の枠組みに入れてもらうことになると思いますが、4者に枠組みに入れてほしいという話をして納得してもらわないといけないと考えています。この点については関係県と話を進めている段階ということです。

するめいかについては、これまで長崎県は「若干」の漁獲努力量管理でやってきていますが、昨年の実績をみると、目安の数量を少し上回っている状況でした。するめいかは単年生なので急に増える可能性はありますが、令和4年はTAC数量も増えて、本県の目安数量も増えているという状況で、これまでの実績を見ていると、超える可能性は低いとみています。まず、まいわしを検討しながら、他の魚種についても考えないといけないと思っています。

岡部委員

長崎県は定置網という漁法を多く抱えています。一昨年前にはブリの入網が多かった、昨年一昨年は大村湾ではマダコが多く獲れた、というように、予期せぬ漁が起きる可能性が高い漁法だと思います。定置網はその中で、この「現行水準」ということで良いのか、数量配分の方が、せっかく国は留保枠を設定したりしていますが、75%ルールは数量明示県のみが適用ということで、果たしてこのまま「現行水準」で良いのか、しっかり検討・協議して決めていくべきだと思います。

県担当者

ありがとうございます。検討を進めて参りたいと思います。まいわしについては、関係する県漁網組合とも協議をしていきたいと思っています。

岡部委員

次に、くろまぐろについて、2~3月になって来遊が増え、漁獲可能量に迫ってきたということで、喜ぶべき面と苦しむ面があるのですが、まず1点目、資料17ページ、9割を超えるおそれがある場合、「やむを得ない混獲のみとし」という記載があります。野母崎地区では、ブリ釣りの方がマグロがかかるということが良く起きています。このやむ

を得ない混獲というのをどのような位置づけにするかということで、今年に限っては、問い合わせがあった際には、放流するように言ってきましたが、4月以降の新たな管理年度になった際、承認された一本釣り漁業者、承認がない一本釣り漁業者、地域住民（プレジャー）の方に対して、各々から獲って良いのか、と言われた時に、どう話すべきか、「やむを得ない混獲」の定義が難しいと思っています。

2点目は、15ページ第4の(1)緊急報告の部分で、「定置網漁業は1トン/日を越えた場合に速やかに一報」となっています。今回、うちの定置網で9～10kgのマグロが10本入りました。県南海区は当初配分が100kgしかない中で、増枠していただきましたが、各地区で総枠数量に幅がある中で、県の統一したルールで、「1トンないし何割」としておいた方が良いのではないかと感じたところです。

県担当者

「混獲」の定義としては、狙っていない中で獲れたものということになります。承認がある方については、枠の消化率が9割など厳しくなってきた際は放流していただくことになるかと思えます。承認のない方については、水揚げできませんので、放流していただくことになると思えます。プレジャーの方については、そもそも獲れませんので、放流していただくということになると思えます。

岡部委員

今のご説明だと、やむを得ない混獲も不可ということで良いのでしょうか。

事務局長

場合分けしてお答えすべきと思えます。

遊漁の方については、令和3年6月1日から広域漁業調整委員会指示で、小型魚は採捕禁止、大型魚については、採捕海域と尾数、総重量を水産庁に報告しなければならないことになっています。昨年はこの総重量があつという間に消化されたため、大型魚について新たに委員会指示が発出され、採捕禁止となっている状況です。これについては、今期、少し改善がなされている状況です。

承認を受けた漁業者の方がブリを釣りに行き、やむを得ない混獲された場合、非常に難しい問題ですが、県としては、平成30年1月26日付水産部長名で「漁業者の方は最大限の混獲防止と放流に努めることとするが、漁労作業中のへい死等によりやむを得ずくろまぐろを水揚げす

る場合は、くろまぐろ管理日誌に、くろまぐろ以外の魚種及び漁獲量と、水揚げしたくろまぐろの漁獲量を記録する。同じ場所で2日連続してくろまぐろが水揚げされる場合は、漁場移動または他漁法への転換の措置に努める」ということを文書でお願いしているところです。

岡部委員

今のが、この の記載の1日1人1尾の所に関わるわけですね。

混獲という言葉が難しく、漁協が組合員や地域の方から問合せられたときに、文書なり通達なりに基づいてしっかり答えていかないといけないと思っています。先程の遊漁については、昨年8月の文書に基づいて、今年の5月末までは採捕禁止と回答していたのですが、直売所も抱えているもので、直売所に持ち込まれたものをお店がどう扱ってよいのか等、漁協が聞かれることがあるもので、発言させていただきました。

15ページのところはいかがでしょうか。

県担当者

委員のご指摘はごもっともで、精度を高めていくという所が課題でして、今後とも浜の情報等収集して対応していきたいと思えます。

なお、現状のこの数値については、漁協ごとに2トン/日の水揚げがあった場合には水産庁に報告するという所を意識しての記載ということでございます。

会 長

他にございませんか。

(意見等なし)

会 長

他にご意見等もないようですので、議案ごとに議決をとることとします。

まず、第1号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案



どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。

続きまして、第2号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協議）」については、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協議）」については、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定します。

続きまして、第3号議案「長崎県資源管理指針の変更について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案について、お手元の資料の57ページをご覧ください。県から依頼文が参っておりますので、朗読させていただきます。

（依頼文朗読）

また、お手元の資料59から141ページまで、関連する資料を添付しておりますので、県担当者（事務局）から説明いたします。

県担当者

資源管理指針について説明

資源管理指針の変更手続きについて説明

資源管理指針の変更内容について説明

- ・魚種毎に公表された直近の資源評価調査報告書、農林水産統計年報、代表漁協の漁獲量の数字を用い、魚種別資源管理の「資源及び漁獲の状況」及び漁業種類別資源管理の「漁獲の状況」等について数値の更新を行い、これに伴い「資源管理目標」、「資源管理措置」についても表現を変更。
- ・新たにMSYに基づく資源評価が導入されたのは、まあじ、さば類、まいわし、するめいかの4種類。

・今後のスケジュールについては、各海区漁業調整委員会への諮問、答申をいただき、水産庁と協議し、確認がなされた後、3月末を目途に指針変更予定。

会 長 　　ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

松尾委員 　　ナマコについて、R2年度までのデータが示されていますが、R3年度はほとんど獲れていません。例年6月に放流していますが、10月頃に放流するのが生き残りも良いと聞きます。ナマコの不漁が続くと、大村湾は大変なことになります。放流時期の見直し等、本腰を入れて検討いただけないでしょうか。

県担当者 　　ナマコの放流時期については、以前から秋口に種苗供給できないかと検討していますが、夏を越すと種苗のへい死率が上がるのと、個体サイズの差が大きくなるという技術的な課題が残っている状況です。現状では、夏前の放流を維持する形になるかと考えております。

事務局長 　　今期のナマコの不漁については、近年にない大不漁で、総合水産試験場においても様々なデータを解析し、原因究明に努めているところで、地元からも放流量の増加や時期の見直し等、お声をいただいているところで、県としても対応を検討していきたいと思っております。

会 長 　　他にご意見等ございませんか。

（意見等なし）

会 長 　　他にご意見等もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理指針の変更について」については、原案どおり変更することに異議はない旨、回答してよろしいでしょうか。

（異議なし）

会 長 　　ご異議もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理指針の変更について」については、原案どおり変更することに異議はない旨、回答

することに決定します。

続きまして、第4号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案について、お手元の資料の145ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

また、お手元の資料147ページに、関連する資料を添付しておりますので、県担当者（漁業調整班）から説明いたします。

県担当者（  
漁業振興課  
漁業調整班  
）

以下の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について、説明。  
・雑魚地びき網漁業（伊王島地区）

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

（意見等なし）

会 長

ご意見等もないようですので、第4号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

ご異議もないようですので、第4号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨、答申することに決定します。

続きまして、その他の件とします。

「（1）令和3年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号に係るなまこ漁業の届出結果報告について」、報告をお願いします。

事務局

お手元の資料の150ページに関連する資料を配布しておりますので、担当者から報告いたします。

会長

令和3年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号にかかる令和元年度漁期のなまこ漁業の届出状況について報告

- ・届出状況について（銚突き365件、素潜り16件、銚突き・素潜り8件、合計389件）
- ・採捕承認状況について（対象なし）

会長

ただいまの報告について意見等ありますか。

（意見等なし）

会長

委員の皆様から何かありますか。

事務局

（意見等なし）

会長

事務局から何かありませんか。

（次回 年度明け開催予定）

それでは、これもちまして、第288回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

< 閉 会 >

（3月11日 15：30終了）